

自転車の交通違反に、交通反則通告制度

「青切符」

令和8年4月1日施行

が導入されます。

取締りの対象年齢
16歳以上

※一例を記載しています。

反則金: 12,000 円

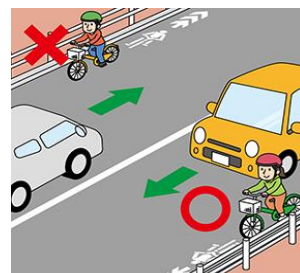


携帯電話使用等(保持)

反則金: 6,000 円



信号無視



逆走等通行区分違反

反則金: 5,000 円



傘さし運転



一時不停止



無灯火



イヤホン等装着(周囲の音が聞こえない状態)

反則金: 3,000 円



並走



2人乗り

交通反則通告制度とは・・・

運転者が反則行為(信号無視や一時不停止などの比較的軽微な反則行為)をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が処理される制度です。